

一般会計

歳入歳出決算額

歳入決算額	30億6,740万円
歳出決算額	27億4,276万5千円
特別会計繰入金	5億5,235万4千円
差引額	3億2,463万5千円

【歳入】

区分	決算額	対前年度比較
自主財源 (22.72%)	町税	1億7,419万9千円 ▲144万2千円
	その他	5億2,272万8千円 4,381万3千円
依存財源 (77.28%)	地方交付税	16億504万7千円 194万5千円
	その他	7億6,542万6千円 3億7,549万2千円
合計	30億6,740万円	4億1,980万8千円

【歳出】〈性質別〉

区分	決算額	対前年度比較
義務的経費 (30・73%)	人件費	4億4,228万2千円 2,977万7千円
	扶助費	6,767万1千円 666万8千円
	公債費	3億3,292万円 ▲5,296万6千円
投資的経費 (17・85%)	普通建設事業費等	4億8,961万円 3億3,491万1千円
	その他の経費 (51・42%)	
その他の経費	物件費	2億9,785万1千円 ▲1,405万4千円
	維持補修費	8,367万4千円 2,102万円
	補助費等	3億1,909万3千円 30万9千円
	積立金	1億232万3千円 9,997万8千円
	繰入金	6億701万1千円 2,357万円
	その他	33万円 ▲30万円
合計	27億4,276万5千円	4億4,891万3千円

平成21年度
決算報告
 全会計連結赤字を回避 健全化判断比率に該当せず
 累積赤字額2億1千3百万円に縮減

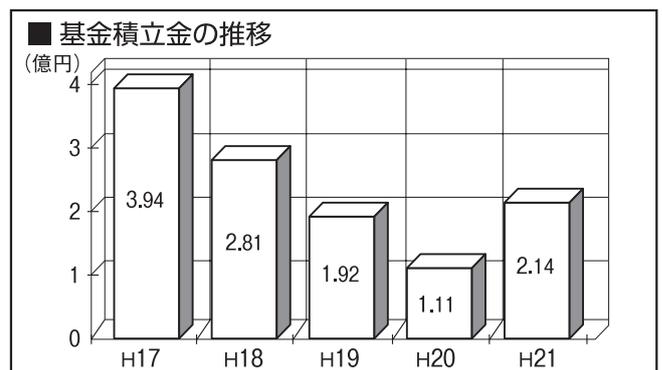
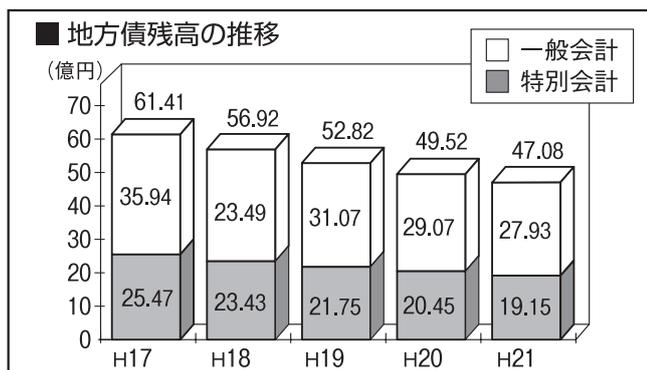
平成21年度の各
 会計歳入歳出決
 算が、第3回町
 議会定例会で認
 定されました。

特別会計

特別会計は、水道や下水道、国民健康保険、介護福祉サービスなど特定の事業を行う場合に、水道使用料や国民健康保険税などの事業収入をもって支出に充てる独立採算性を原則とし、一般会計と財布を分けることで収支を明確にしています。

歳入歳出決算額

会計名	歳入決算額		歳出決算額	差引額
	歳入	一般会計からの繰入金		
老人保健	330万円	0	244万1千円	85万9千円
簡易水道事業	2億3,887万8千円	6,680万2千円	2億3,887万8千円	0
国民健康 保険事業	事業勘定	2億4,742万2千円	2億4,742万2千円	0
	直診勘定	2億7,990万1千円	4億9,305万5千円	▲2億1,315万4千円
下水道事業	8,353万2千円	3,327万7千円	8,353万2千円	0
介護福祉サービス事業	3,311万9千円	873万7千円	3,311万9千円	0
産業交流雇用対策推進事業	1億8,346万3千円	7,832万3千円	1億8,346万3千円	0
後期高齢者医療	3,483万8千円	1,508万3千円	3,483万8千円	0
合計	11億445万3千円	5億5,235万4千円	13億1,674万8千円	▲2億1,229万5千円



平成21年度財政健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成21年度決算における「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を公表します。

■ 健全化判断比率

指標名	積丹町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15%	20%
②連結実質赤字比率	—	20%	40% (注1)
③実質公債費比率	5.4%	25%	35%
④将来負担比率	94.2%	350%	— (注2)

*注1) 連結実質赤字比率については、3年間の経過基準が設けられています。(平成20～21年度決算:40%、平成22年度決算:35%、平成23年度以降:30%)
*注2) 将来負担比率には財政再生基準はありません。

■ ⑤資金不足比率

会計名	積丹町	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20%
下水道事業特別会計	—	20%
産業交流雇用対策推進事業特別会計	—	20%

*資金不足を生じていないため「—」で表示しています。

5つの指標のみかた

- ①実質赤字比率…一般会計の赤字が、町税や普通交付税の財源の規模である標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るものです。
- ②連結実質赤字比率…全ての会計の黒字や赤字を合算し、積丹町全体での赤字の程度が標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るものです。
- ③実質公債費比率…借入金の返済額や借入金に準ずる経費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を見るものです。
- ④将来負担比率…一般会計の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等のうち、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを見るものです。
- ⑤資金不足比率…公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を見るものです。

平成21年度 財政健全化判断比率が確定

いずれの基準も法の適用回避

法の定める平成21年度財政健全化判断比率が確定し、国保特別会計で有する累積赤字額が2億1千3百万円（前年度4億3千7百万円）に縮減されたことにより、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当しない（前年度連結実質赤字比率5.5%）ことになりました。

また、実質公債費比率は5.4%（前年度6.7%）、将来負担比率は、94.2%（前年度118.7%）、資金不足比率については、該当なしといずれの基準も法の適用を回避する結果となりました。

特別会計繰出金の重い負担 今後の行政運営に大きな影響の懸念

しかし、21年度末で残る約2億1千3百万円の累積赤字額は22年度の一般会計予算額の10%に相当するほか、一般会計から各特別会計への毎年度の基準外の繰出金は増えることが見込ま

れ、今後の健全な財政運営による持続可能な行政運営を目指すうえで大きな影響が懸念されています。

特別会計による公共施設運営の在り方や、受益者負担における全道市町村との使用料や負担金の水準の比較を行うなど、行政改革の検討の努力を引き続き行なっていかなければなりません。

■ 特別会計の累積赤字額の推移 ■

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
下水道	10	0	0	0	0
簡易水道	106	0	0	0	0
国健康保険	154	129	105	28	0
保診療所	776	776	616	409	213
合計	1,046	905	721	437	213